

蕨市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

蕨市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年蕨市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「有する」を「有し、」に改め、「該当する」の次に「ひとり親家庭又は養育者家庭の」を加え、同条第3項各号列記以外の部分中「対象」を「対象者」に改め、同項第5号中「第3条に規定する対象者に該当する」を「による医療費の支給を現に受けている」に改め、同項に次の3号を加える。

- (6) 蕨市こども医療費支給に関する条例（昭和48年蕨市条例第33号）による医療費の支給を現に受けている者
- (7) 他の都道府県又は市町村における医療費の支給事業により医療費の支給を現に受けている者
- (8) 日本国内に住所を有しない者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月16日提出

蕨市長 賴高英雄